

## 新料金メニューのお知らせ

いつも地域暖房をご利用いただきましてありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。  
このたび当社は、熱料金の改定について6月10日経済産業大臣の認可をいただき、平成16年7月分から、熱料金の引下げを実施することと致しました。

また、このたびの熱料金改定に併せ、厚別地区におきまして、新たに「年間高負荷契約制度」を設定し(平成16年7月1日実施)、熱製造施設の効率的な利用に資する高負荷需要のお客さまには、料金を割引いてご利用いただけるように致しました。

当社は、今後とも経営全般にわたる効率化を推進し、熱料金の長期安定と需要家の皆さまへのサービスの充実に一層努力して参りますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### ● 新料金メニューの名称：「年間高負荷契約」

### ● 概要

- 熱製造施設の効率的な利用に資する高負荷需要のお客さまは、契約で定める年間必要使用量を超えた熱量について、料金を割引いてご利用いただくことができます。
- 次の全ての条件を満たす場合には、本供給条件の適用を申し込むことができます。
  - 熱供給規程による従量制温熱料金が適用されていること。
  - 平均契約容量(契約期間中の各月の契約容量の算術平均)が、5,000MJ/h以上であること。
  - 全負荷相当時間(契約年間使用量÷平均契約容量)が、1,500時間以上であること。
- 本供給条件に基づき熱の使用を申し込む場合等には、お客さまと当社の協議によって次の事項を契約に定めます。

「平均契約容量」 「契約年間使用量」 「年間必要使用量(平均契約容量×1,500)」

契約期間は原則として1年としますが、契約期間満了時に双方に意義がない場合は、更に1年延長するものとし、以後これにならうものとしします。

### ● 料金

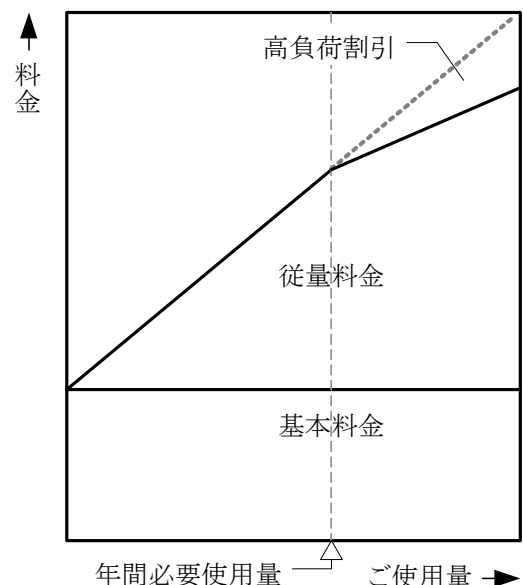
#### (1) 基本料金

契約容量に基づく、熱供給規程料金とします。

#### (2) 従量料金

- 年間必要使用量到達前(累計到達月より前)の料金算定  
従量料金=熱供給規程従量料金単価×使用量
- 年間必要使用量到達後(累計到達月以降)の従量料金  
従量料金(割引前)  
= 熱供給規程従量料金単価×使用量  
年間高負荷割引額  
= 年間高負荷割引単価×割引対象使用量  
従量料金  
= 従量料金(割引前) - 年間高負荷割引額
- 年間高負荷割引単価は、1.281円/MJ(税込)、1.22円/MJ(税抜)とします。

◎ 年間高負荷契約の料金イメージ



平成16年6月